

女性活躍推進に関する行動計画

社員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 29 年 12 月 1 日～平成 32 年 11 月 30 日までの 3 年間

2. 内容

目標：平成 32 年 11 月 30 日までに、男性の平均勤続年数に対する女性の平均勤続年数割合を 70%以上とする。

<対策>

●平成 29 年 12 月～

- ・育児休業や育児短時間勤務制度における「法定を超える制度」の規則変更
- ・非正社員を含めた育児・介護等を理由に退職した従業員の再雇用
- ・在宅勤務制度等の規則整備

●平成 30 年 4 月～

- ・育児休業や育児短時間勤務制度における「法定を超える制度」の実運用
- ・非正社員を含めた産前・産後休業や育児休業、介護休業取得の推進